

ヘルパーステーション アクア 運営規程

(趣旨)

第1条 本規程は、株式会社けやきメディカルが開設するヘルパーステーション アクア（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業であって訪問介護相当サービス（以下「指定訪問介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定訪問介護等を提供することを趣旨とする。

(事業の目的及び運営の方針)

第2条 利用者の心身の状況等を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 指定訪問介護等は、利用者の要介護状態及び要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、指定訪問介護等の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

3 関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ヘルパーステーション アクア
- 二 所在地 三重県松阪市川井町 872-6

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名 (常勤 サービス提供責任者兼務)

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- 二 サービス提供責任者 1名 (常勤 管理者兼務)

サービス提供責任者は、指定訪問介護等の利用の申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画の作成等を行う。

- 三 訪問介護員等 介護福祉士 15名以上 (非常勤15名以上)
その他 4名以上 (非常勤4名以上)

訪問介護員等は、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画に基づき、指定訪問介護等の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日
ただし、12月29日から1月3日まで、8月13日から8月15日までを除く。
- 二 営業時間 午前10時00分から午後6時00分
- 三 サービスの提供 24時間365日

(指定訪問介護等の内容)

第6条 指定訪問介護等の内容は、次のとおりとし、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントによるプランに基づいてサービスを提供する。

- 一 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴(清拭)介助、着替介助、体位交換、通院介助、
その他()
- 二 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取、その他()

(指定訪問介護等の利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額及び松阪市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱で規定する額とし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、その額の法令で定められた負担割合とする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定訪問介護等に要した交通費については、利用者からその実費の支払を受ける。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、1kmあたり20円

- 3 前項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して、予め当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨について利用者の署名(記名押印)を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、松阪市とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

- 2 前項の措置を講じた場合には、速やかに管理者に報告する。

(事故発生時の対応)

第10条 指定訪問介護等の提供により、利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第11条 震災、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という。）に対処するため、非常災害の発生時の安全確保のために必要な行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた計画を作成し、必要に応じ、訓練を行う。

2 前項で作成した計画について、定期的に従業者に周知する。

(相談・苦情対応)

第12条 利用者及びその家族からの相談、苦情等を受け付ける窓口を設置し、指定訪問介護等に関する相談、苦情等に対して迅速かつ適切に対応する。

2 前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 虐待の防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 訪問介護員等の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け、勤務体制の整備に努める。

一 採用時研修 採用後2か月以内

二 継続研修 年1回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に明記する。

3 利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得る。

4 本規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社けやきメディカルとヘルパー
ステーション アクアの管理者との協議に基づいて定める。

附 則

本規程は、令和2年8月1日から施行する。

本規程は、令和2年9月1日から施行する。

本規程は、令和2年12月1日から施行する。

本規程は、令和3年1月1日から施行する。

本規程は、令和3年4月1日から施行する。

本規程は、令和3年5月5日から施行する。

本規程は、令和3年5月16日から施行する。

本規程は、令和3年7月1日から施行する。

本規程は、令和3年8月1日から施行する。

本規程は、令和3年10月1日から施行する。

本規程は、令和3年11月4日から施行する。

本規程は、令和3年11月16日から施行する。

本規程は、令和3年12月16日から施行する。

本規程は、令和4年3月16日から施行する。

本規程は、令和4年4月16日から施行する。

本規程は、令和4年5月9日から施行する。

本規程は、令和4年7月1日から施行する。

本規程は、令和5年1月16日から施行する。

本規程は、令和5年5月4日から施行する。

本規程は、令和5年6月2日から施行する。

本規程は、令和5年7月1日から施行する。

本規程は、令和5年8月29日から施行する。

本規程は、令和5年9月8日から施行する。

本規程は、令和5年10月2日から施行する。

本規程は、令和5年11月2日から施行する。

本規程は、令和5年11月13日から施行する。

本規程は、令和5年12月18日から施行する。

本規程は、令和5年12月20日から施行する。

本規程は、令和5年1月22日から施行する。

本規程は、令和6年3月1日から施行する。

本規程は、令和6年4月8日から施行する。

本規程は、令和6年5月1日から施行する。

本規程は、令和6年9月5日から施行する。

本規程は、令和6年10月1日から施行する。

本規程は、令和7年2月1日から施行する。

本規程は、令和7年3月14日から施行する。

本規程は、令和7年4月7日から施行する。